

児童館・老人いこいの家の譲渡の考え方について(案)

平成27年5月21日 公共施設再配置推進課作成

小規模な地域対応型の施設は、そのサービスを楽しむ地域住民自らが将来のあり方を考え、地域による独立した運営を行うことにより、地域の実情に合わせた独自性のある運営が可能となり、既存の枠組みに捉われない、地域の力による新しい公共が実現できる施設であることから、積極的に地域への移譲を進めています。

市としては、市からの一方的な移譲ではなく、移譲後の施設が、引き続き地域のための施設としての役割や機能を担っていくための支援をすることが必要です。

そこで、移譲することによる支援の一つとして、地域に密着した地域対応型施設の財産譲渡に関しては、使用目的が公益的目的に基づく場合は、地域団体の負担軽減のため、原則として無償譲渡とします。

また、各地域の要望や事情を考慮すると逆に不公平になるため、例外を設けず、原則として同一対応とします。

1 無償譲渡の相手方について

- ・認可地縁団体（地方自治法第260条の2に基づく地縁による団体）
- ・NPO法人を含む公益法人等

2 無償譲渡の対象とする財産

財産の区分		相手方	自治会 (認可団体)	公益法人 NPO等
土地	自治会使用等を目的として 寄附を受けた土地		○	×
	地域固有の財産で寄付を受けた土地 ※字や大字での所有だったもの		○	×
	市が購入した土地		×	×
	その他の土地		×	×
建物	自治会館として使用しながら従前の 設置目的の全部又は一部を継承		○	○
	新たに公益事業を開始 (収益が見込める場合を除く)		○	○

- ・起債事業により設置した施設で、起債の償還が完了していない施設、又は、国、県の補助事業により設置した施設等で、財産の処分制限期間を超えていない施設については、財政課との協議を要する。

3 維持管理に係る費用について

譲渡後は受入れ団体が維持管理経費を負担する。
 なお、譲渡にあたり、修繕等が必要と認められる場合は、市が実施する。
 ※ 管理運営に対する市の支援については、検討を要する。

4 譲渡に係る一切の経費

譲渡に係る一切の経費は、受入れ団体が負担する。

譲渡により発生する経費等

- 登録免許税（保存登記、所有権移転登記）
- 不動産取得税
- 固定資産税（家屋、土地）

※不動産取得税は、県税条例の規定により減免される場合がある
 ※固定資産税は、市税条例の規定により減免される場合がある

5 議会の議決、条例改正

地縁団体等に市有財産を無償譲渡する場合は、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき議会の議決が必要となる。
 また、移譲にあたり、設置条例の改正が必要となる。
 ※地縁団体を公共団体と解釈してはならない（法 260 条の 2 第 6 項）

参考：移譲フロー案

